

記 入 例

四日市町自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準

(趣旨)

第1条 四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成26年四日市市条例第19号)第4条第1項の規定に基づき、四日市町自治会(以下「設置者」という。)が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する基準を定める。

(設置目的等)

第2条 設置者は、四日市町地区における犯罪の防止又抑止を目的とし、住民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、防犯カメラを設置し、運用する。

2 設置者が設置する防犯カメラの撮影対象区域、設置年月日は、別表に定めるとおりとする。

(設置の表示)

第3条 設置者は、防犯カメラの撮影対象区域の見えやすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示するとともに、表示板には、設置者の名称を明示する。

(設置及び利用の制限)

第4条 設置者は、防犯カメラの設置に当たっては自治会等の総意を得るとともに、設置場所については、犯罪の防止又は抑止の効果を確保し、個人の権利や利益の保護などに配慮して適正な設置を行うものとする。

(管理体制)

第5条 設置者は、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

2 管理責任者には、自治会長をもって充てる。

3 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

(1) 防犯カメラの画像データ等から知り得た情報の漏えい、又は不当目的の使用防止のために必要な措置に関すること。

(2) 防犯カメラの画像データ等の適正な取扱い及び開示等に関すること。

(3) その他防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせに関すること。

(取扱者の指定等)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの機器操作を行う取扱者を指定し、管理責任者及び取扱者以外の者は、機器操作を行ってはならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、管理責任者の許可を得て、管理責任者及び取扱者以外の者が機器操作を行うことができる。

2 前項の規定により、防犯カメラの機器操作を行った者は、その内容について管理責任者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 7 条 設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの画像データ等から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後も同様とする。

(画像データ等の利用及び提供の制限)

第 8 条 設置者等は、防犯カメラの画像データ等を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に基づく手続により照会等を受けた場合
- (2) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない場合
- (3) 画像データ等から識別される特定の個人の同意がある場合

2 設置者等は、防犯カメラの画像データ等の提供を行うときは、画像データ等の提供を求める者からの身分証明等の提出を求めて確認を行うとともに、提供の必要性を検討するものとし、画像データ等を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像データ等の内容等を記録するものとする。

(画像データ等の適正管理)

第 9 条 設置者等は、防犯カメラの画像データ等の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止その他の画像データ等の適正な管理のために次の各号に掲げる点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 画像データ等を保存する場合には、当該画像データ等を加工してはならない。
- (2) 画像データ等の表示又は保存をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずる。
- (3) 画像データ等の記録された媒体（DVD、ハードディスク等をいう。以下同じ。）は、防護された場所又は施錠設備において厳重に管理し、第 8 条第 1 項で定める場合を除き、外部への持ち出しをしてはならない。
- (4) 画像データ等の保存期間は、法令に基づく手続により照会を受けた場合などを除き、30 日（記録した日から 30 日以内で設置者が定める期間）とする。

2 保存期間を経過した画像データ等は、直ちに消去する。

3 画像データ等の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された画像データ等を復元不可能な方法により消去した上で廃棄する。

(画像データ等の開示等)

第 10 条 設置者及び管理責任者は、画像データ等の保存期間内に、自己の画像データ等の開示を希望する者（以下「請求者」という。）から防犯カメラ撮影画像開示請求書（第 1 号様式）の提出があったときの手続及び方法等は、別に定める。

(苦情等の処理)

第11条 設置者及び管理責任者は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な措置を講じなければならない。

(その他)

第12条 設置者等は、防犯カメラの画像データ等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)の規定に準じて、適正に取り扱うこととする。

2 この基準に定めるもののほか、防犯カメラの運用に必要な事項は、設置者がこれを定める。

附 則

この基準は、平成27年 月 日から実施する。

(第1号様式)

年 月 日

四日市町自治会長 様

画像データ等の開示請求書

私は、下記の理由により、防犯カメラに記録された画像データ等を閲覧したいので、四日市町自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準の規定に基づき申請します。
なお、閲覧にあたり、これを下記の目的以外には使用しないことを誓います。

記

申請者氏名	
住 所	
閲覧画像の範囲	設置場所： 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分までの画像データ等
申請理由・目的	
備 考	

外部提供・開示に際してのチェックリスト

1 . 設置運用基準で挙げられた理由に当てはまっているか？
ア 法令等に基づく手続により照会等を受けた場合 イ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合 ウ 画像データ等から識別される特定の個人の同意がある場合 エ 本人から自己の画像データ等の開示を求められた場合
2 . 相手方の身分確認を行ったか？
3 . 画像データ等の提供要請を文書で確認したか？
4 . 画像データ等の提供について、帳簿へ記録したか？